

## 監査公告第2号

### 定期監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定による病院管理部の定期監査を加賀市監査基準（令和2年加賀市監査委員告示第1号）に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和5年6月27日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 川下 勉

# 病院管理部定期監査結果報告

## 第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

## 第2 監査期間

令和5年5月10日から令和5年6月9日まで

## 第3 監査の対象

病院管理部（総務課、企画経営課、医療サービス課、加賀看護学校）

## 第4 監査の着眼点

- (1) 財務に関する事務の執行が適切かつ効率的に行われているか。
- (2) 行政事務が法令等に適合し、正確で合理的、効率的に行われているか。
- (3) 紹介受診重点医療機関の取り組みが制度の趣旨・目的との合理性が図られているか、また、経営状況、経営方針と整合性が保たれるよう計画されているか。
- (4) 期限が延長された公立病院経営強化プランの策定について、国の指導方針への対応や本市の策定期限の見込みなど計画的に事務が進捗しているか。また、病院事業会計の運営状況を踏まえた視点が準備されているか。

## 第5 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた資料及び財務会計システムをもとに財務事務の執行状況、物品・施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管事務の執行状況について聴取した。（事情聴取の主な項目は別記のとおり）

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

## 第6 監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行、行政事務の執行状況、所管の物品・施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、事務上留意すべき軽微な事項については、その都度指導したところである。

## 第7 留意事項

地方自治法第199条第14項の規定により、「当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は当該措置の内容を公表しなければならない。」とされているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

病院管理部 定期監査 事情聴取の主な内容

1. 断らない救急医療について
2. 退院支援の強化について
3. 病床機能の維持・確保について
4. 医師確保について
5. 医療人の育成について
6. 病診連携の促進による地域医療資源の有効活用について
7. 看護師等確保対策について
8. 地域包括ケアシステム構築に向けた役割について
9. 紹介受診重点医療機関の取り組みについて
10. 公立病院経営強化プランの策定見込みについて
11. 医療版情報銀行の取り組みについて